平成２３年（フ）第２５２号
仙台市若林区中倉１丁目１番33号　オイゼンビル312
債務者　齋藤　　翔
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
仙台市若林区沖野２丁目９番53号　ガーデンハウス沖野Ａ―105
債務者　阿部奈津子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
仙台市青葉区青葉町６番５号　メゾン青葉102
債務者　工藤　京子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２９０号
仙台市太白区茂ケ崎１丁目１番37号
債務者　成田　此男
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
仙台市太白区茂ケ崎１丁目１番37号
債務者　成田　愛子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
仙台市泉区明石南３丁目３番地の６　サンヒルズM101
債務者　鈴木　健司
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３０９号
仙台市太白区南大野田16番地の16　川村ビル107
債務者　吉田　達也
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３１０号
仙台市泉区松森字内町19番地の７　シャルマンガーデン104
債務者　阿部　丈弘
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
仙台市青葉区五橋２丁目７番８―601号
債務者　平塚　英一
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬7291番地15
債務者　吉留　光雄
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第７号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬7291番地15
債務者　吉留久美子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第２２４２号
京都市右京区西院矢掛町22番地　ホリエハイツ102号
債務者　上田　裕昭
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３１７号
京都市西京区嵐山内田町43番地
債務者　谷口　陽子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
京都府八幡市美濃山宮ノ背75番地４
債務者　藤原　晃彦
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２２３号
京都市伏見区小栗栖南後藤町１番地　イーグルコート醍醐501号
債務者　森田　一也
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
京都市山科区音羽八ノ坪34番地20
債務者　内藤　陽子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
京都府宇治市羽拍子町36番地の１　クレアール302号
債務者　長澤　妙子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係